

令和 6 年 生活保護法等の改正について

令和 6 年 9 月 6 日

厚生労働省 社会・援護局保護課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

今回の改正内容

1. 子どもの貧困への対応

2～7ページ

- ① 高卒就職者等への新生活立ち上げ費用の支給
【施行済】
- ② 生活保護受給中の子育て世帯へのアウトリーチ事業
の任意法定化
【令和6年10月1日施行】

2. 被保護者に対する自立支援の強化等

- ① 被保護者就労準備支援事業・被保護者家計改善支援
事業・被保護者地域居住支援事業の任意法定化
【令和7年4月1日施行】

8～11ページ

- ② 生活保護受給者が生活困窮者向けの就労準備支援事
業等を利用できる一体実施の仕組みの創設
【令和7年4月1日施行】
- ③ 就労自立給付金の算定方法の見直し
【令和6年10月1日施行】

3. 被保護者の支援に関係する機関等の連携強化等

- ① 関係機関との支援調整等を行う会議体の設置規定
（任意）の創設
【令和7年4月1日施行】

4. 医療扶助の適正実施等

12～14ページ

- ① 都道府県によるデータ分析等を通じた市町村支援の
枠組み（努力義務）の創設
【令和7年4月1日施行】

5. 保護の実施機関についての特例

15ページ

- ① 居住地特例の対象範囲を特定施設入所者全体に拡大
【令和7年4月1日施行】

6. 社会福祉住居施設の適正な運営を図るための規定の整備等

16～18ページ

- ① 無料低額宿泊所の事前届出義務違反に対する罰則の創
設
【令和7年4月1日施行】
- ② 無届の疑いがある無料低額宿泊所を発見した場合の市
町村から都道府県への通知（努力義務）の創設
【令和7年4月1日施行】

7. 救護施設等の機能強化等

- ① 救護施設等における通所事業の拡充、就労機能の強化等
【施行済】

19ページ

- ② 救護施設等における個別支援計画作成の義務化
【令和6年10月1日施行】

8. 居住サポート住宅における住宅扶助の代理納付原則化

20ページ

- ① （住宅セーフティネット法）居住サポート住宅におけ
る代理納付の原則化【公布の日（令和6年6月5日）から起
算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日施行】

1. 子どもの貧困への対応

① 高卒就職者等への新生活立ち上げ費用の支給

公布日（令和6年4月24日）施行
※令和6年1月1日遡及適用

改正の趣旨・効果

- 生活保護受給世帯の子どもが高等学校等を卒業後に就職して自立する際、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給する。
- ✓ 本人の希望を踏まえた選択に基づいて、高等学校等を卒業後に安定した職業(※)に就くこと等により自立する際、新生活の立ち上げ費用として給付金を支給することで、生活基盤の確立に向けた自立支援を図ることができる。
(※)「安定した職業」とは、おおむね6か月以上雇用されることが見込まれ、かつ、最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることが見込まれるもの

改正への対応イメージ

○支給対象者

- 高等学校等を卒業後、就職等することが確実に見込まれる、18歳に達する日以後の最初の年度末までの間にある者
 - ※ 従来、生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学する際に、給付金を支給しているのに加えて、上記の支給対象者にも支給する。大学等に進学する際の給付金の支給要件等については、従来から変更なし。
 - ※ 支給対象者には、①高等学校等を卒業後、引き続き就職に必要な知識及び技能習得を行った上で、引き続き就職等をする場合や、②中学校卒業後に就職等をする場合（高校中退者を含む）も含む。

○支給額

- ・ 自宅外 30万円
- ・ 自宅 10万円（保護廃止の場合）

遡及分の支給状況について

- 6月末時点での遡及分の支給状況をみると、申請率が8割を超える自治体がある一方で、低調な自治体も見られる。
- 令和6年4月24日付けの事務連絡で願っているとおり、遡及適用の対象者については、システム改修を待たずに支給いただくようお願いしたい。
- なお、現時点における進捗の主な阻害要因となっているシステム改修及び申請等が一定程度進捗することが見込まれる、令和6年12月末時点における支給状況について、別途調査させていただく予定である。

1. 子どもの貧困への対応

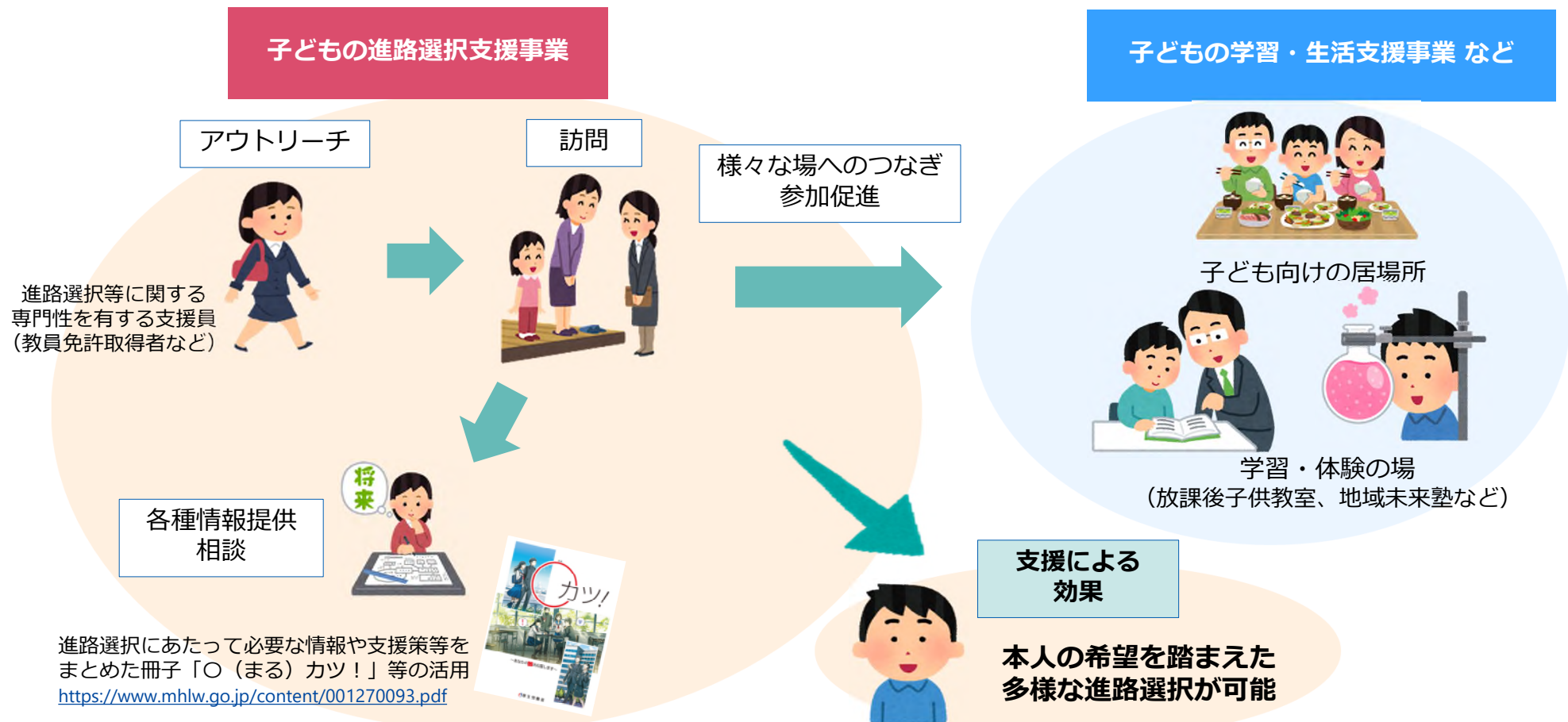
② 生活保護受給中の子育て世帯へのアウトリーチ事業の任意法定化

令和6年10月1日施行「子どもの進路選択支援事業」

改正の趣旨・効果

- 生活保護受給中の子育て世帯に対し、専門性を有する支援員の訪問等のアウトリーチ型手法により、学習・生活環境の改善、進路選択や奨学金の活用等に関する相談・助言を行うことができるよう、自治体の任意事業として法定化。（国庫補助率2/3）
- ✓（貧困の連鎖の防止に向け、）進学・就職・職業訓練など本人の希望を踏まえた進路選択を支援

改正への対応イメージ



「子どもの進路選択支援」に係る先行的な取組状況 (厚生労働省によるヒアリング結果)

自立支援プログラムにおいて、訪問による親子の状況確認（生活状況、通学状況等）や情報提供・相談助言、学習支援事業や居場所支援事業等へのつなぎ、学校関係者（担任、教頭等）との連携や情報共有を行っている自治体からヒアリング

プログラム(R3実績)	プログラム数	自治体数	参加者数
中学生・高校生等への支援を行っているプログラム	128	89	10,281人
(参考)学習・生活支援事業を活用したプログラム	212	155	15,902人

	子どもの進路選択支援事業（概要）	自立支援プログラムにおける先行的な取組の状況 (ヒアリング結果)
実施方法	直営、委託いずれも可	- 多くの自治体では直営で実施。 - 自治体の実情に応じて委託するケースもあり（障害を抱える対象世帯が多いため、支援体制が整っている事業者に委託するなど）。
支援員	本事業による支援を適切に行うことができる者 ・教員免許取得者、社会福祉士等の資格を有する者 ・進路選択等の教育分野の専門知識を有する者 ・子育て世帯への支援業務の経験を有する者 など	- 社会福祉士又は教員免許取得者を配置する自治体が多い。 - 複数配置の場合も、社会福祉士・教員免許取得者に加えて、市職員OBを配置している自治体もある。
支援対象者	子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題を抱えている被保護世帯のうち、自立を助長する観点から本事業を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望する世帯（対象年齢層は任意）	- 中学生（3年生を中心に高校進学のため）、高校生（中退防止のため1～3年生を対象）が中心。 - 自治体によっては、小学生（養育支援を重点実施）や高校中退者（就労支援等）も対象。
訪問頻度	対象世帯の自宅等に訪問するアウトリーチ型の手法により実施することが原則（頻度は任意） 必要に応じて、情報通信機器を活用した手法も可能	- 多くの自治体は月1回程度訪問実施。世帯の状況に応じて臨機応変に実施。進路選択期（7～8月頃）や受験の時期（1～2月頃）、奨学金の申請時期（10月ころ）を手厚くするなど。 - 一部自治体ではオンライン相談を実施。
支援内容	(1)進路選択に関する支援 (2)学習・生活環境の改善に向けた支援 (3)居場所への参加支援 (4)関係機関との連絡調整 (5)その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援	- 通学状況や健康状況等の確認 - 各種奨学金等の情報提供 - 子どもの学習・生活支援事業の情報提供や同行支援 - 学校や教育委員会などの関係機関との連絡調整・情報共有 など

「子どもの進路選択支援」に係る先行的な取組状況①

神奈川県

- 【支援体制】 ■ 1 事務所あたり 1 名配置（県内 6 事務所）。社会福祉士、教員免許取得者を直接雇用
- 【支援の頻度】 ■ 概ね月 1 回以上の訪問。夏休み（7～8月）に家庭訪問の頻度を上げて奨学金の説明と具体的な進路選択の相談、受験期（1～2月）にも頻度を上げて訪問し体調や試験準備の状況確認等を行っている（月 2～3 回）。
- 【支援対象】 ■ 小学生～高校生の子育て世帯に対して案内をし、希望者が事業を利用している。
- 【支援内容】 ■ 親子の健康状態や子どもの進学状況などの確認・助言、学習支援事業や居場所支援事業へのつなぎ
■ 県独自に作成した奨学金等の案内資料を世帯に配布、学習支援事業、居場所づくり事業などの情報提供
- 【具体的事例】 ■ 子どもの高校進学時の進路選択の際、子どもが希望する高校と、子どもの学力の事を考えた母の希望する高校が一致しなかった場合など、支援員が間に入り、学習状況や地域の進学先の実情を踏まえながら、子どもと母の進路選択の意向のすりあわせを行い、希望する高校の見学や奨学金等の案内などを行いながら、子どもと母が納得のできる進路先を探すことに努めた。この過程で子どもは無償の学習支援や居場所づくり事業にもつながり、子どもの学力及び意欲が向上し母の不安も軽減したことで、子どもが希望する高校に進学することができた。

大阪市

「子ども自立アシスト事業」※子どもの学習・生活支援事業の財源を活用して実施

- 【支援体制】 ■ 市内を 4 つのエリアに分け、エリア毎に外部委託により実施。支援員の資格要件は委託仕様にて、臨床心理士、学校心理士、精神保健福祉士、社会福祉士、児童福祉施設等での相談業務経験者と規定
- 【支援の頻度】 ■ 週 1 回程度（1 回当たり 1 時間程度）
- 【支援対象】 ■ 主に中学 3 年生を中心とした中学生とその保護者
- 【支援内容】 ■ 支援員が家庭を訪問し、志望校選びのための情報・手続きなどを確認。希望により、中学校の先生とも連携。
■ 学校に行けない、外に出ることが困難と感じる子ども宅を訪問し、少しずつ外出にチャレンジ。
■ 保護者とも面談し、進路や進学後にかかる費用、奨学金などの相談に応じる。
■ 学校で対応困難な世帯について、大阪市こどもサポートネット（学校における気づきを区役所等（教育機関含む）や地域の適切な支援につなぎ、こどもと子育て世帯を社会全体で支える仕組み）などで支援方針を検討し、保護者らを含む支援会議等を経て、「子ども自立アシスト事業」につなげるスキーム。

「子どもの進路選択支援」に係る先行的な取組状況②

前橋市

- 【支援体制】 ■ 教員OB（元中学校校長）
- 【支援の頻度】 ■ 概ね月1回以上の訪問。夏休み（7～8月）に家庭訪問の頻度を上げて奨学金の説明と具体的な進路選択の相談、受験期（1～2月）にも頻度を上げて訪問し体調や試験準備の状況確認等を行っている（月2～3回）。
- 【支援対象】 ■ 主に中学生3年生が中心だが、中学1・2年生や高校生も対象。
- 【支援内容】 ■ 親子の健康状態や子どもの進学状況などの確認・助言、学習支援事業や居場所支援事業へのつなぎ
■ 県独自に作成した奨学金等の案内資料を世帯に配布、学習支援事業、居場所づくり事業などの情報提供
- 【具体的取組】 ■ 学校と連携し担当教諭の協力を得ながら、学校の進路指導に合わせた相談、助言を実施。教育面への研鑽が深く、専門性のある職員を配置することにより、教育委員会や学校など教育機関との連絡調整が円滑となっている。
■ 無償の学習支援へのつなぎも行っていて、ひきこもりがちな生徒に対しては、オンライン型での学習支援への参加を促して学力向上につなげている。

福山市

※子ども部局が事業実施し、CWと連携して支援を実施している。

- 【支援体制】 ■ 支援者として教員免許取得者1名及び市職員OB1名（子ども若者支援経験者）、アドバイザーとして教員免許取得者1名を直接雇用により配置している。
■ 学習等を支援するための家庭訪問員（教員免許取得者、子ども支援経験者等）を登録し、家庭へ派遣している。
- 【支援の頻度】 ■ 概ね月1回以上の家庭訪問を実施。夏休み（7～8月）には奨学金の説明及び具体的な進路選択の相談、受験期（1～2月）には体調や試験準備等の状況確認を行うなど、要所を捉えて訪問を実施している。（多くて週1回程度）。
- 【支援対象】 ■ 小学生～高校生の子育て世帯が中心
- 【支援内容】 ■ 親子の健康状態や生活環境の確認・助言 ■ 学習支援事業や居場所支援事業へのつなぎ
■ 奨学金等の情報提供、貸付金等利用に関する社協への同行支援及び申請補助等
- 【具体的取組】 ■ ケースワーカーが訪問調査によって対象となる世帯の把握の段階から子どもの状況確認に努めている。
■ 子どもだけでなく親への養育支援や世帯全体の支援から、教育環境の改善や向上につなげることを意識して事業に取り組んでいる。
■ 訪問により、進路相談、高校中退予防の支援や登校支援を学校と連携しながら実施している。
■ 生活保護世帯だけではなく、生活困窮世帯も含めた支援を各関係機関と連携しながら実施している。

「子どもの進路選択支援」に係る先行的な取組状況③

自治体 A

- 【支援体制】 ■ NPO法人へ委託（精神保健福祉士[2 名]、看護師[1 名]が対応）
- 【支援の頻度】 ■ 週 1 回程度（1 回60分）訪問を実施
- 【支援対象】 ■ 小学 1 年生～高校生の子育て世帯
- 【支援内容】 ■ 親子の健康状態や生活環境の確認・助言
■ 学習支援事業や居場所支援事業へのつなぎ（ひきこもり状態になっている方には医療や福祉サービス等へのつなぎも実施）、奨学金等の情報提供
■ 学習支援事業、社協（貸付関係）等
- 【具体的事例】 ■ 学校からケースワーカーに連絡が入り、中学生の子どもが不登校気味という事で支援員が訪問した際、親の精神状態が悪化しており、昼夜逆転の生活となってしまった影響により、子どもも生活リズムが整わなくなり、通学が難しくなってしまったことが判明した。このことにより、支援員は通学時の送り出しをするサポートにつないだことにより、通学できるようになり、加えて、他法人が実施している学習支援事業にもつなぎ、学習環境が改善した。母に対する支援も行った結果、精神状態が安定し、子どもの進路等について目を向けられるようになった。

自治体 B

※子どもの学習・生活支援事業の財源を活用して実施

- 【支援体制】 ■ 教員 O B（元中学校校長）
- 【支援の頻度】 ■ 世帯の状況にあわせて、訪問を実施
- 【支援対象】 ■ 小学 6 年生～中学 3 年生（中学 3 年生が中心）
- 【支援内容】 ■ 中学 3 年生がいる世帯を福祉事務所がピックアップし、初回はケースワーカーと支援員と一緒に訪問し、支援員との子どもの関係性を構築する。構築できた後は、支援員一人で訪問を実施。
■ 子どもに対して、勉強方法に関する助言、こども食堂や無償の学習支援に関する情報提供を行い、学習支援等への参加の促しを行っている。
■ 子どもの進路希望を調査し助言を行い、子どもの状況によっては特別支援学校の案内も行い、年度末に確定した進路の確認を行っている

2. 被保護者に対する自立支援の強化等

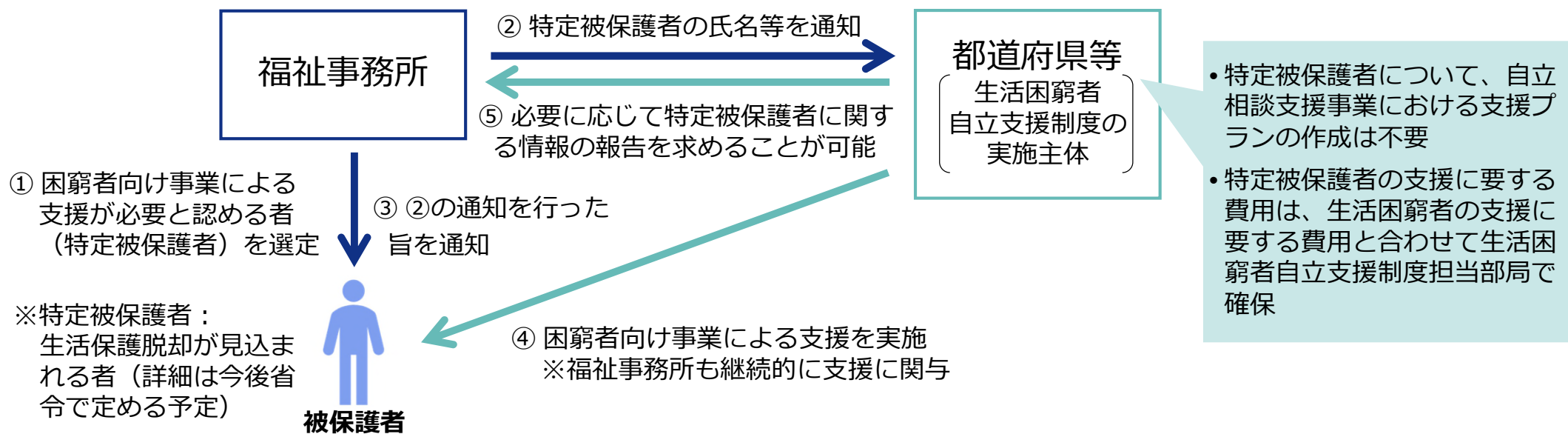
② 生活保護受給者が生活困窮者向けの就労準備支援事業等を利用できる一体実施の仕組みの創設

改正の趣旨

令和7年4月1日施行

- 就労準備支援事業・家計改善支援事業・地域居住支援事業（困窮者向け事業）について、新たに「特定被保護者」を事業の対象とし、生活困窮者と同様に支援を行うことができることとする。

改正後の業務イメージ



ポイント

- 地域の被保護者・生活困窮者の状況や、両制度における各事業の実施状況等に応じた実施方法が重要。
- 両制度の担当部局、福祉事務所、自立相談支援機関、各事業の受託事業者等の間で、あらかじめ特定被保護者の困窮者向け事業の利用に関する手続き等をあらかじめ関係者間で調整することが望ましい。

<調整事項の例>

- 特定被保護者が困窮事業を利用する場合の手続き（流れ）
- 困窮者・特定被保護者の利用者数の見込み
- 福祉事務所の関わり方

特定被保護者による生活困窮者向け事業の利用の流れ（イメージ）

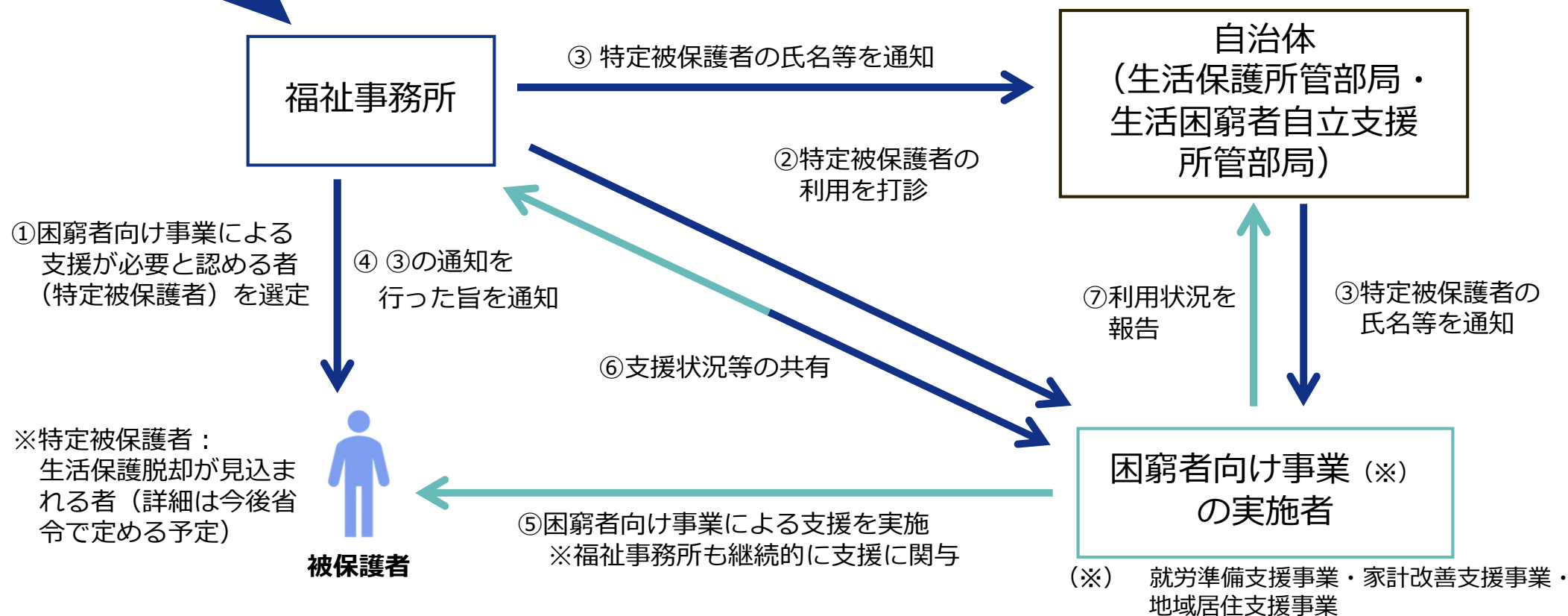
＜困窮者向け事業の利用が有効な事情＞

- ・ 被保護者向け事業を実施していない
- ・ 対象者が、被保護者向け事業の対象者層に合わない 等

＜一体実施に向けた準備＞

- ・ 福祉事務所、自立相談支援機関、各事業の受託事業者等の間で、特定被保護者による困窮者向け事業の利用に関する手続き等をあらかじめ関係者間で調整

（例）利用する場合の手続き（流れ） ・ 福祉事務所の関わり方 等



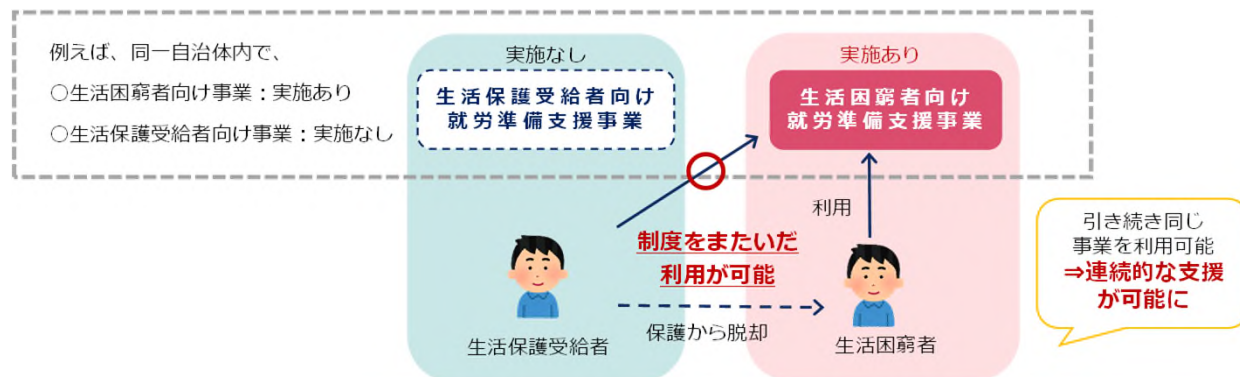
令和7年度概算要求額 732 億円の内数 (657 億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- これまで、生活困窮者向けの事業は、生活保護受給者を対象としていなかったため、自治体が生活保護受給者向けの事業を実施していない場合には、当該自治体の生活保護受給者は就労準備支援事業等による支援を受けることができなかった。
- 今般の生活困窮者自立支援法・生活保護法の改正(※1)において、制度間の切れ目のない継続的な支援を行うことを目的に、生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業を、一定の要件に該当する生活保護受給者(「特定被保護者」(※2))も対象として実施できるようにした。
- ※1 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行
- ※2 将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる者その他厚生労働省令で定める被保護者
- 当該改正を着実に施行し、両制度間の一体的な事業実施を推進し、生活保護受給者及び生活困窮者の自立支援を強化する。

2 事業の概要・スキーム

- 対象事業：就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業
- 実施方法：生活困窮者と生活保護受給者に対して一体的に事業を実施する場合、特定被保護者を支援実績加算の対象にする。
(就労準備支援事業・家計改善支援事業)



3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体) ○補助率：国2/3、都道府県・市・区等1/3
- 実施自治体数(令和5年度)：就労準備支援事業：731自治体 家計改善支援事業：756自治体 地域居住支援事業：55自治体

<参考> 生活保護受給者向け事業 実施自治体数(令和5年度)・・・就労準備支援事業：357自治体 家計改善支援事業：98自治体 地域居住支援事業：35自治体
※ うち、両制度の事業をいずれも実施している自治体数・・・就労準備支援事業：357自治体 家計改善支援事業：98自治体 地域居住支援事業：17自治体

2. 被保護者に対する自立支援の強化等

③ 就労自立給付金の算定方法の見直し

令和6年10月1日施行

改正の趣旨・効果

- 生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の4の規定により安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったと認めたものに対して支給される就労自立給付金の支給額の算定方法について、早期に保護が廃止された場合の最低給付額を引き上げるなどの就労期間に応じたメリハリを付ける見直しを行う。
- ✓ 生活保護の早期廃止に向け、就労自立給付金がより効果的な就労インセンティブとなる。
 - ※ 改正前後の状況を把握するため、令和6年9月及び令和7年2月に、各福祉事務所の協力を得て受給者等に向けたアンケートを実施予定。

改正への対応イメージ

- 支給要件：安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったと認めたもの
- 支給時期：世帯を単位として保護廃止時に一括支給
- 再受給までの期間：原則3年間
- 算定方法：「基礎額（※1）」と「算定対象期間（※2）における就労収入額（※3）に10%を乗じて算定した額」の合計額又は上限額（※4）のいずれか低い額とする。
ただし、支給額の下限は単身世帯は2万円（複数世帯は3万円）とする。

（※1）基礎額：算定対象期間中、最初に就労収入があった月から保護廃止までの月数に応じた右表の額（4万円（複数世帯は5万円）から月数に応じて月7,500円減額）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
単身世帯	40,000円	32,500円	25,000円	17,500円	10,000円	2,500円
複数世帯	50,000円	42,500円	35,000円	27,500円	20,000円	12,500円

- （※2）算定対象期間：保護を必要としなくなったと認められた日が属する月から起算して全6ヶ月間
（※3）就労収入額：就労に伴う収入として収入充当した額
（※4）上限額：単身世帯10万円 複数世帯15万円

4. 医療扶助の適正実施等

① 都道府県によるデータ分析等を通じた市町村支援の枠組み（努力義務）の創設

令和7年4月1日施行

改正の趣旨・効果

- 都道府県が広域的な観点から、医療扶助や被保護者健康管理支援事業の実施状況等に関するデータ分析や取組目標の設定・評価を行うとともに、市町村に対し、必要な助言その他の援助を行う仕組み（努力義務）を創設。
 - 各都道府県で、管内市町村における医療扶助や健康管理支援に関連するデータを比較しながら、各地域の状況・課題を可視化
 - データに基づく課題把握を行うことにより、保健・医療・介護担当部局や管内市町村、医療関係者等との課題認識の共有・連携が容易に
 - より実効的な医療扶助の適正実施（頻回受診や多剤・重複投薬の適正化等）や健康管理支援の取組（生活習慣病の予防や早期発見、重症化予防等）の検討・実施に寄与

改正への対応イメージ

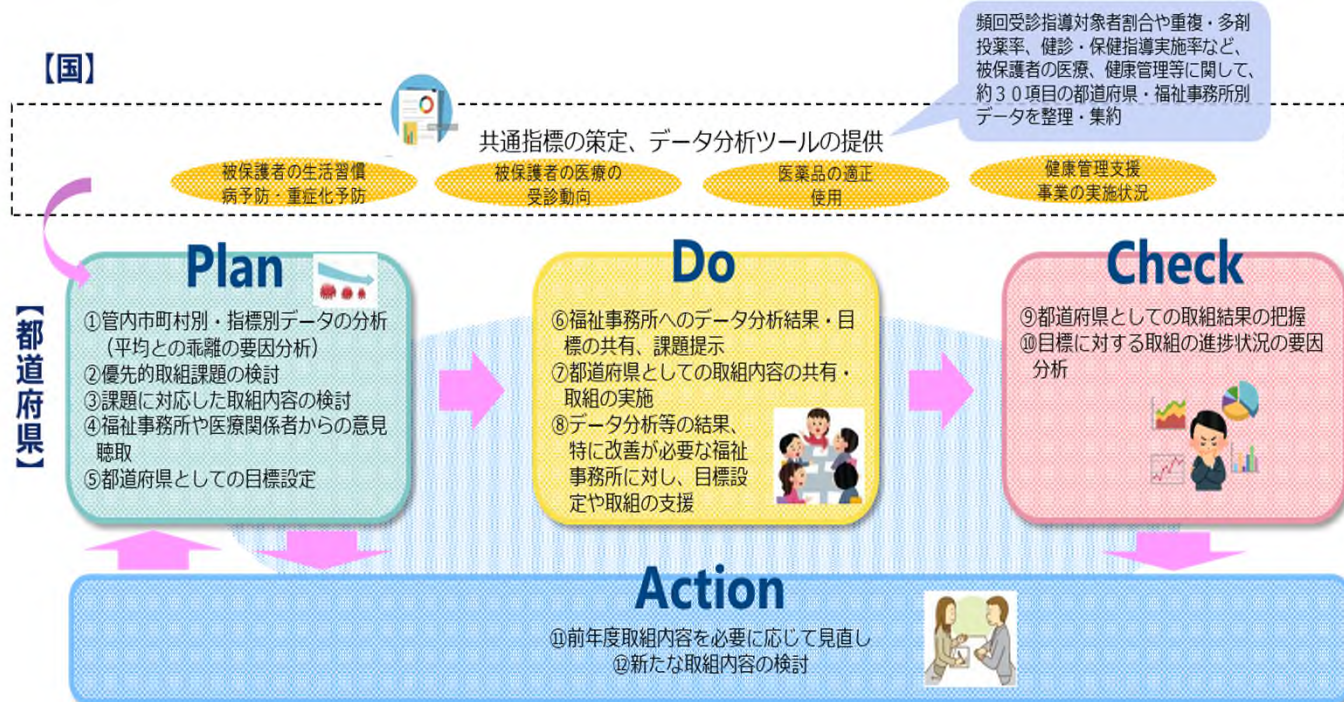
① 国は、共通指標を設定し、都道府県に、指標に関するデータを整理・格納した分析ツールを提供

② 都道府県は、全国平均との乖離等について要因を分析し、取組目標を設定するとともに、市町村支援の取組を検討

③ 都道府県は、②の分析結果や取組目標を市町村等に共有

④ 都道府県は、関係者と連携の上、必要な市町村支援を実行

⑤ 都道府県は、翌年度に向け、直近のデータや市町村支援の実施状況を踏まえ、必要に応じて取組目標や取組市町村支援の内容を見直し





都道府県によるデータ分析等を通じた市町村への支援

令和7年度概算要求額 3.1億円（－）※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 市町村における医療扶助や被保護者健康管理支援事業の適切な実施に向け、データによる課題分析・事業評価などPDCAサイクルを用いた効果的な運営を進めていくことが重要である。
- そのため、今般の生活保護法改正により、都道府県が広域的な観点からデータ分析や取組目標の設定・評価を行うとともに、市町村（福祉事務所）に対し、必要な助言等の支援を行う仕組みが創設された。
- こうした都道府県の分析については、データ分析ツールを配布するなど、一定の標準化・効率化を図ることとしているが、新たな仕組みをより実効性あるものとする観点から、ツールによる分析結果を踏まえた上で、被保護者の生活状況や医療提供体制等の地域の実情を勘案した更なる詳細な地域分析（外部委託を含む）や医療に係る専門的知見を確保するための体制整備のほか、医療扶助の適正な運用及び健康管理支援事業の好事例等を提供するための研修実施といった都道府県による市町村支援の取組に係る財政的支援を行い、地域全体を通じた医療扶助の適正かつ効果的な実施を促進する。

2 事業の概要・スキーム

①都道府県による広域的取組

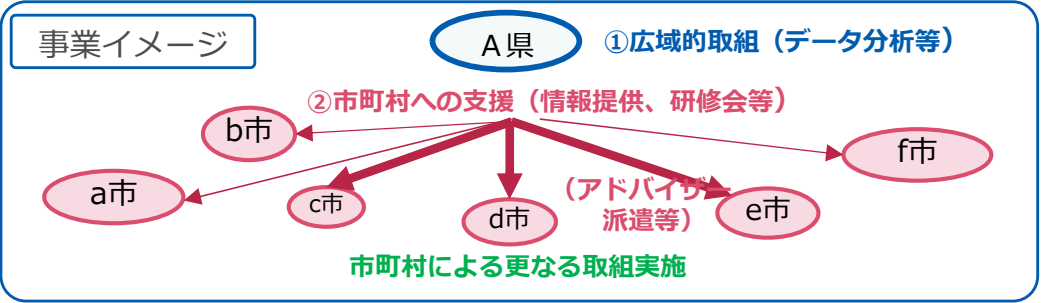
- ・データ分析ツールによる分析結果を踏まえた上で、地域の実情を勘案した更なる詳細な地域分析（委託可）
- ・優先的課題と目標の設定
- ・関係団体との連携体制
- ・進捗状況の把握や取組結果の評価

②都道府県による市町村への支援

- ・①に基づく情報の提供
- ・研修会（先行的取組の横展開）、アドバイザー派遣
- ・職員（CW）研修 等

市町村による更なる取組実施

- ・健康管理支援の効果的・効率的実施
- ・医療扶助の適正実施



3 実施主体等

都道府県によるデータ分析等を通じた市町村支援事業

【実施主体】 都道府県

【補助率】 3／4

- データ分析ツールによる分析結果を踏まえた更なる詳細分析の実施や、医療に係る専門的知見を確保するための体制整備、好事例の提供を含めた市町村向けの研修実施等の取組に対して財政支援を行う。

＜都道府県による支援の例＞

- ・データ分析ツールには搭載されていない地域データの収集・分析費用や学識経験者等の助言を得る（外部機関への委託可）等の調査研究
- ・市町村向けに実施する会議等の開催費用（好事例の横展開、データ分析に基づく課題と対応方針の共有等）
- ・課題を抱える自治体への個別支援費用（アドバイザー（専門職）派遣、医療扶助適正実施や健康管理支援事業等の取組に係るCWへの教育研修等）

頻回受診等の未改善者等に対する健康管理支援モデル事業

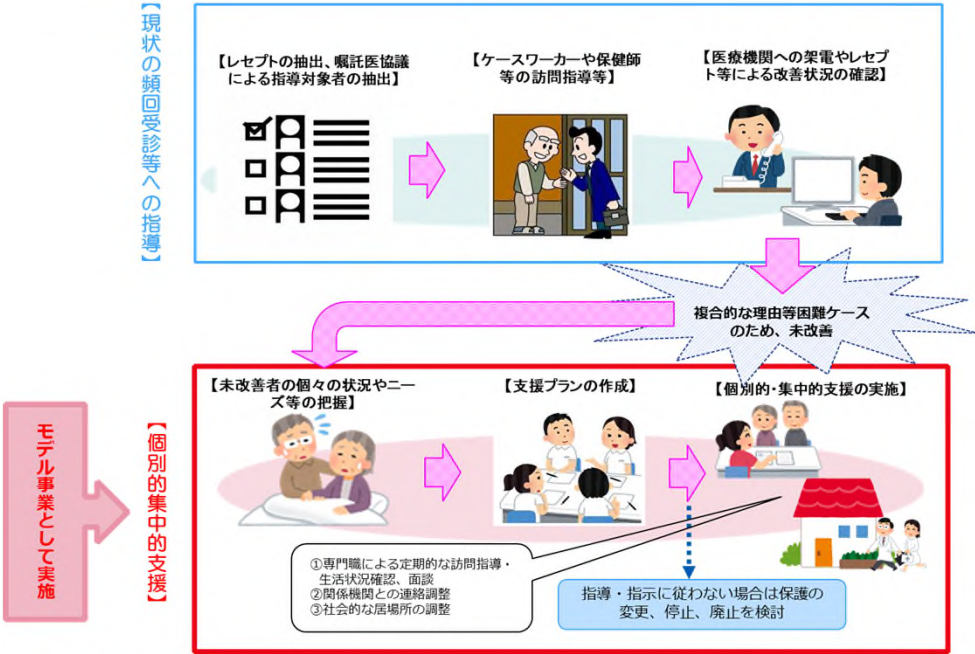
令和7年度概算要求額 **2.5**億円（－） ※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 福祉事務所においては、従前から頻回受診者や多剤・重複処方者に対し、その健康状態の改善に向けた指導を実施しているが、指導によっても改善が見られない者（以下「未改善者」という。）の中には、精神疾患や認知症等、複合的な課題を抱えているケースも多く、多様な関係機関との連携・調整が必要となることなどから、ケースワーカー等の単独では対応が困難な場合がある。
- また、頻回受診については、その原因の1つとして社会的孤立や精神的不安があり、病院以外の社会的な居場所につないでいくことが必要との指摘がなされている（令和5年12月社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書）。
- 医療扶助の適正実施を図るためには、現在の被保護者健康管理支援事業による取組に加え、未改善者に対するアプローチを強化していくことが必要であり、未改善者への支援手法の確立等を図る観点から、個々のニーズを把握した上で、その抱える課題の解決に向けた支援プランを作成し、多様な関係機関の連携の下で、個別적이かつ集中的な支援を行う取組をモデル的に実施する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

頻回受診等の未改善者等に対する健康管理支援モデル事業

【実施主体】 福祉事務所設置自治体
【補助率】 3／4

- 福祉事務所において、頻回受診者等に対し訪問等による指導が行われているが、複合的な課題を抱える等、現状の指導では改善の難しい未改善者も一定数存在する。
- こうした未改善者について、多様な関係機関の連携の下、個々のニーズに応じた個別的な支援プランを作成し、次のような支援を集中的に行う事業についてモデル的に実施する。
 - ① 未改善者等の生活・健康状態を把握し、本人同意の下、その改善に向けた目標設定・ニーズに応じた支援プランを作成
 - ② 専門職による定期的な訪問指導・生活状況確認、関係機関との連絡調整
 - ③ 本人の希望を踏まえ、当事者同士の交流の場の設定、既存の社会資源（社協が行うサロンや認知症カフェ、介護予防のための通いの場など）の紹介、参加調整等の支援 等

5. 保護の実施機関についての特例

① 居住地特例の対象範囲を特定施設入所者全体に拡大

改正の趣旨・効果

令和7年4月1日施行

- 平成30年改正法で、介護保険の住所地特例にならい、有料老人ホームや軽費老人ホームを新たに居住地特例の対象施設に追加したが、具体的な範囲は、有料老人ホームや軽費老人ホームのうち、自ら日常生活上の支援サービスを実施する（すなわち特定施設入居者生活介護を行う）場合に限定し、この点が介護保険の住所地特例の対象範囲とは異なる状況となっていた。
- 今般、介護保険制度の住所地特例の対象範囲と平仄を合わせて、対象範囲を特定施設入所者全体に拡大するもの。
 - 生活保護と介護保険とで特例の対象がそろうことで、実務上の分かりやすさ、地域の公平な負担の観点を実現
 - 改正後も、入所施設等の介護支援専門員等との連携を図ることにより、引き続き適正な保護を実施

改正への対応イメージ

居住地特例が適用される施設の例

施設の種類	生活保護の居住地特例	(参考)介護保険の住所地特例
救護施設、更生施設	○	－
無料低額宿泊所	×	－
日常生活支援住居施設	○	－
障害者支援施設	○	－
特別養護老人ホーム	○（※3）	○（※1）
有料老人ホーム、軽費老人ホーム		
特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を受ける者（※2）	○（※1）	○（※1）
特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を受けない者（※2）	✕→○	○（※1）
サービス付き高齢者向け住宅（有料老人ホームに該当しないもの）	×	×
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	×	×

※1 定員29名以下の地域密着型の施設は住所地特例（介護保険）、居住地特例（生活保護）の対象外。
※2 特定施設：有料老人ホーム及び軽費老人ホームであって、地域密着型特定施設でないもの。
※3 介護老人福祉施設に施設介護を委託する場合は、地域密着型施設は居住地特例の対象外。特別養護老人ホームに措置入所する場合は定員の多寡を問わず対象。

6. 社会福祉住居施設の適正な運営を図るための規定の整備等

①② 無料低額宿泊所の事前届出義務違反に対する罰則の創設等

令和7年4月1日施行

改正の趣旨・効果

- ✓ 無料低額宿泊所の事前届出の実効性が確保されることで、利用者の保護や事業運営の更なる適正化が図られる。

無届の無料低額宿泊所への対応

○情報収集

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）

市町村からの通知（改正後の社会福祉法（以下「法」という。）第68条の2第3項）や福祉事務所を通じて入居者と事業者の契約に係る情報等のほか、ホームページや入居者募集の広告など事業者自ら公表している情報などの収集を行う。また、事業者の同意のうえ、聞き取りや関係書類の提出を求める任意の調査による情報収集を行う。

○調査

可能な限り情報収集を行った結果、当該事業所の事業者が「社会福祉事業（無料低額宿泊所）を経営する者」に該当すると**相当程度の心証が得られる場合には法第70条に基づく調査を実施する。**

※ 相当程度の心証とは、情報収集を行った結果、当該事業所について無料低額宿泊所に該当すると総合的に判断できる程度の心証が得られることで足りるもの（例えば、生活保護申請を入居要件としている場合など）

○届出勧奨（口頭）

情報収集や調査により、当該事業所が無料低額宿泊所に該当すると考えられる場合には、当該事業所の事業者に対して、届出の勧奨を行う。

届出勧奨に当たっては、事業者の意思に関わらず届出義務があること（法第68条の2第2項）や**罰則規定があること（改正後の法第163条第1号）**を伝える。

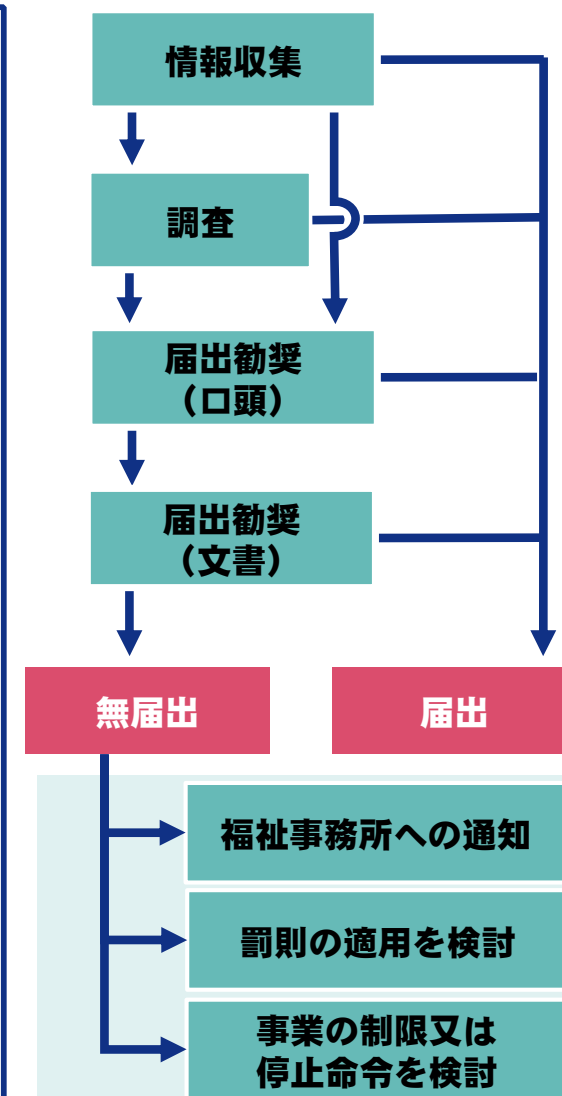
○届出勧奨（文書）

口頭による届出の勧奨を行っても、事業者から届出を行う旨の意思表示を得られなかった場合、又は一定期間を経ても届出が行われなかった場合には、文書により期限を付して届出を行うように、又は届出対象外であることの挙証資料を提出するように求める。



上記届出の勧奨を行っても、なお届出を拒否する場合には、福祉事務所に対し、被保護者の紹介を停止するとともに、現に当該事業所に入居している被保護者には転居等の支援を実施するよう通知。また、**罰則の適用**について検討。

当該事業者が、「その事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当の行為をしたとき」に限り、事業の制限又は停止を命令すること（法第72条第3項）について検討。



新規

推進枠

いわゆる「貧困ビジネス」への対応

令和7年度概算要求額 2.4億円（－）※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金【生活保護適正実施推進事業等】

事業の目的

- いわゆる「貧困ビジネス」対策としては、福祉事務所による生活保護受給者への定期的な訪問活動等により、その生活実態の把握や居住環境の確認に努めているところであり、① 住環境が著しく劣悪な状態にある、② 居室の提供以外のサービスの利用（※）を強要するなどの不当な行為があるなど、転居が適当と確認した場合には、適切な居住場所への転居を促すといった必要な支援を行っている。

（※）キャッシュカードの預かりなど

- また、生活保護受給者が多く入居している無料低額宿泊所については、事前届出制や最低基準の導入、改善命令の創設等の規制強化が行われ、さらに、今回の法改正においては、事前届出の実効性の確保を図るため、無届けの疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を創設した。
- これまでの取組に加え、今般の法改正や附帯決議の内容も踏まえた上で、以下の事業を実施する。

【参考】生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）（R6.4.16 参議院厚生労働委員会）
三、貧困者の窮迫に付け込む貧困ビジネスの実態と原因について把握し、必要な対策を講ずること。

取組の全体像

生活保護受給者への対応

- ①福祉事務所の取組を支援
- ②指導監査体制の強化による適切な指導、助言の実施

無料低額宿泊所への対応

- ③無料低額宿泊所の所管課への補助事業創設

いわゆる「貧困ビジネス」への対応 取組の内容等

生活保護受給者への対応

①福祉事務所の取組を支援

所要額 **85,223** 千円

ケースワーカーの訪問活動等により把握された、自立を阻害するおそれのある不適切な物件に関しては、現に入居している要保護者への転居指導等を行うとともに、こうした物件等を福祉事務所においてあらかじめ把握し、関係機関等と情報共有しておくことは、要保護者等がいわゆる「貧困ビジネス」の被害に遭うことを未然に防止するうえで有効である。福祉事務所が未然防止策の一環として、以下 i) ～ iv) の業務に重点的に取り組む場合を支援。

- i) 不適切物件等に入居している被保護者への転居支援（居室の提供以外のサービスを強要されている場合などには、被保護者の自立を阻害する物件や施設の確認、契約相手方との交渉への同行、法テラスや無料法律相談等の利用勧奨等を行う。）
- ii) i) に該当する物件や施設に関する情報を収集するとともに、自立相談支援機関等への提供及び都道府県への報告
- iii) 居住支援協議会を通じた不動産事業者への啓発
- iv) 居住支援法人の指定・監督を担う部局との情報共有や連携

【実施主体：福祉事務所（県、市）（委託可） 補助率：3／4】

②指導監査体制の強化による適切な指導、助言の実施

生活保護指導監査委託費

ケースワーカーが生活保護受給者を訪問する際に、住環境が劣悪な状態にないか、居室の提供以外のサービスの利用を強要されていないかなどの状態にないかを確認し、適切な指導、助言を行うよう、都道府県等本庁の指導監査体制を強化（※1）するとともに、あらたに生活保護法施行事務監査事項の主眼事項に位置づけ（※2）、監査において確認を行うことで、実効性を確保する。

※1 都道府県等本庁の生活保護指導職員の増員要求に係る経費

※2 「生活保護法施行事務監査の実施について」等の一部改正（予算非関連）

無料低額宿泊所への対応

③無料低額宿泊所の所管課への補助事業創設

所要額 **150,878** 千円

新たな補助事業として、都道府県等（無料低額宿泊所所管課）が、福祉事務所や「地域居住支援事業」を行う者等に対し、不適切な事例への対処方法を研修等を通じて周知するなど、管内担当職員の質の向上に資する事業を実施する場合を支援。また、研修等を実施する当たり、事例収集を行うとともに、得られた事例は管内のみならず、近隣都道府県間においても情報共有を行う（これにより広域的に事業を行う事業者や、短期間で事業地を移動する事業者を把握）。

【実施主体：都道府県等 補助率：1／2】

7. 救護施設等の機能強化等

救護施設等における個別支援計画作成の義務化

令和6年10月1日施行【省令事項】

改正の趣旨・効果

- 救護施設及び更生施設において、入所者の意向・ニーズを的確に把握し、これを尊重した質の高い適切な支援を実現するため、入所者ごとの「個別支援計画」を作成するものとする。

改正への対応イメージ

<個別支援計画の作成主体>

救護施設及び更生施設において作成

<個別支援計画の作成対象者>

救護施設及び更生施設の入所者

<個別支援計画の作成時期>

入所後、速やかに作成

<支援の実施・モニタリング>

計画に基づき支援を実施
定期的にモニタリングを実施
必要に応じて計画を見直し

※計画の見直し時は、改めて入所者の意向等を適切に把握する。

<福祉事務所との連携>

福祉事務所が作成する援助方針との整合を図る。
計画作成時・見直し時に福祉事務所への事前共有を行う。

<個別支援計画による支援プロセス>

アセスメント
(入所者の意向・ニーズの把握等)

個別支援計画の作成

支援の実施

モニタリング

個別支援計画書のイメージ

様式はイメージであり、施行に当たっては、様式に記載すべき事項のみを示す予定

個別支援計画の参考様式

利用者氏名	_____様	生年月日	_____年____月____日	計画書 No.	第_____回目
施設名	_____	作成者名	氏名: _____	計画作成日	_____年____月____日

利用者の意向	_____	総合的な支援目標	_____
--------	-------	----------	-------

ニーズに向けた個別課題と設定理由	支援の目標（課題に対する目標）	支援内容	具体的な方法	モニタリングの時期	備考（留意事項）

8. 居住サポート住宅における住宅扶助の代理納付原則化

①（住宅セーフティネット法）居住サポート住宅における代理納付の原則化

住宅セーフティネット法等改正法公布の日（令和6年6月5日）から
1年6月を超えない範囲で政令で定める日施行

改正の趣旨・効果

- 居住支援法人等が、要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつながりを行う住宅（居住サポート住宅）に生活保護受給者が入居する場合、住宅扶助費等について代理納付を原則化する。
- ✓ 家賃等の支払いに係る賃貸人の不安軽減により「居住サポート住宅」の提供が増加することで、生活保護受給者の安心な住まいの確保が促進される。
- ✓ 家賃等の支払いが確実に履行されることによって、生活保護受給者の居住の安定が図られる。

改正への対応イメージ

改正後の住宅セーフティネット法第53条第1項に基づき賃貸人等が住宅扶助等の代理納付を希望する旨を保護の実施機関に通知したとき、保護の実施機関は同条第2項に基づき代理納付を行う。

（参考）生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例（住宅扶助の代理納付）に係る留意事項について（平成18年3月31日保護課長通知）の一部改正について

- 住宅扶助費等の代理納付は、生活保護受給者、家主ともに事務負担の軽減につながるとともに、家賃等の支払いへの家主の不安を軽減し住宅提供を促進することや、家賃等の支払いが確実に履行されることによって、生活保護受給者の居住の安定や居住先確保が図られる。
- 上記を踏まえ、家賃等の滞納や公営住宅や登録住宅に入居する場合に限らず、住宅扶助及び共益費については、原則、代理納付を適用する旨を令和6年7月5日に通知。（無料低額宿泊所のうち、日常生活支援住居施設についても代理納付を原則化し、日常生活支援住居施設以外の無料低額宿泊所については、引き続き、個別に検討。）

※ 口座振替により住宅扶助の目的が達せられる場合や家主が希望しない場合、住宅扶助費が満額支給されない場合等は、代理納付を適用しない取扱いとして差し支えない。

また、不適切なサービス提供を家主やその関係事業者が行っているおそれがある場合は、代理納付を適用しない取扱いとされたい。

代理納付の実施にあたっては、被保護者の同意及び委任状等は要しないものであるが、被保護者に代理納付の実施やその趣旨について説明し理解を得ることに努めるようご留意願いたい。

ご清聴ありがとうございました